## 静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱

制 定 平成13年1月11日 教社第371号 最終改正 平成14年5月23日 教社第 77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県立学校管理規則(昭和32年静岡県教育委員会規則第1号) 第45条第1項及び第47条の規定に基づき、静岡県立学校(以下「学校」という。)の施 設及び設備を住民の利用に供すること(以下「施設等の開放」という。)に関し必要な 事項を定めるものとする。

(施設等の開放の方針)

第2条 校長は、地域住民の社会教育活動、文化活動、スポーツ活動その他の生涯学習 活動の振興のために、学校教育上支障のない範囲において、施設等の開放を実施する。

(施設開放委員会の設置及び組織)

- 第3条 静岡県教育委員会は、施設等の開放を実施する学校ごとに、施設開放委員会を設置する。
- 2 施設開放委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、校長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員は、次の各号に該当する者のうちから校長が委嘱する。
- (1) 施設等の開放を実施する学校の教職員
- (2) 校長が必要と認める者
- 6 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(施設開放委員会の職務等)

- 第4条 施設開放委員会は、安全かつ効率的な施設等の開放を実施するため、次の各号 に掲げる職務を行う。
  - (1) 利用者の登録に関すること。
  - (2) 利用の許可及び取消しに関すること。
  - (3) 利用計画に関すること。
  - (4) 利用責任者に関すること。
  - (5) 利用者の意向の把握に関すること。
  - (6) その他施設等の開放に関すること。

(利用者)

- 第5条 利用に供する施設及び設備(以下「開放施設等」という。)を使用できるものは、 当該年度において施設開放委員会による登録の承認を得た団体(以下「利用団体」と いう。)とする。
- 2 登録を申し出る団体には、利用責任者を1人置く。

3 利用責任者は、利用団体が正常かつ円滑に開放施設等を使用できるよう、施設開放 委員会の指示に基づき、利用施設の管理、利用団体の危険防止その他開放施設の使用 に関する必要な事項の管理及び指導に当たる。

(開放施設等)

第6条 開放施設等とは、あらかじめ校長が指定し、施設開放委員会に指示する普通教 室及び特別教室並びに運動場、体育館、武道場等の体育施設その他の学校の施設及び 設備をいう。

(経費の負担等)

第7条 開放施設等の利用に係る経費は、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員 長が認めるときは、この限りではない。

(開放の中止)

- 第8条 施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、 その施設等の開放を中止することができる。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 政治的又は宗教的活動をするとき。
  - (3) 営利の追求、寄附金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これ に類する行為をするとき。
  - (4) 学校運営又は学校施設の管理に支障があると認めるとき。

(開放施設等の管理責任)

- 第9条 この要綱に基づく開放施設等に関する管理責任は、利用団体の責めに帰するものを除き、静岡県教育委員会が負うものとする。
- 2 利用団体は、開放施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに施設開放委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を弁償しなければならない。

(雑則)

- 第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定めることができる。
- 2 施設開放委員会は、この要綱に基づく必要な実施細則を定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱(昭和59年5月12日付け教体第139号教育 長通知)は、平成13年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、静岡県立高等学校施設の利用に関する要綱第10条第2項により決定された平成13年度の利用計画については、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成14年5月23日から施行し、平成14年4月1日から適用する。